

令和8年度 松山市立高浜中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月24日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、高浜中学校では、すべての生徒がいじめを絶対に許さないという姿勢をもち、いじめを見て見ぬふりをするなどがないように指導を行っていく。いかなる理由があってもいじめは許されないこと、いじめが心身に与える影響の大きさを生徒に理解させることを旨として、教職員が一体となっていじめ防止等のための対策を行う。また、小中1校ずつという地域の特性を生かし、小中が連携して、情報交換を密にするとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を目指して教職員が一体となって協働する。それに加え、家庭、地域住民、その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、教務主任、
学年主任、養護教諭、該当学級担任 等

【家庭地域等】

PTA
学校評議員
公民館 等

【外部専門家】

スクールカウンセラー
弁護士 等

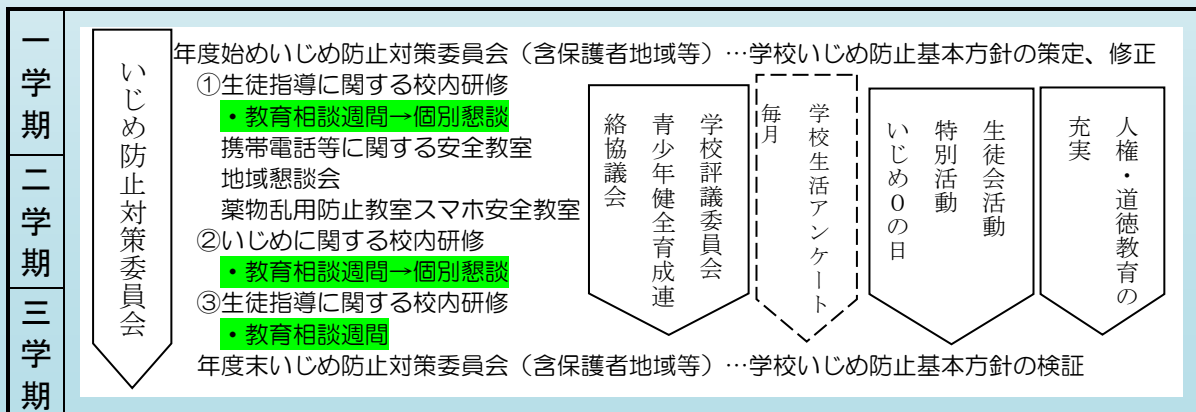
【関係機関】

松山市教育委員会
教育支援センター
福祉総合支援センター
こども相談課
所轄警察署
医療機関 等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② すべての生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる**魅力ある**学校づくりを進める。
- ③ 「松山市いじめ対応アクションプラン」「松山市いじめ防止基本方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ④ **人権・同和教育、道徳教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。**各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめの防止の視点を盛り込む。
- ⑤ 「**スマホ安全教室**」等を行い、**ネットトラブルや、SNSの利用の仕方を学び、生徒一人一人の規範意識を高める。**
- ⑥ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる**支持的風土を高めていく。**
- ⑦ 文化祭で人権劇に取り組むことで、人権意識の高揚を図る。
- ⑧ 生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、生徒自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑧ 家庭や PTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑨ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。
- ⑩ 小中連携教育を通して、教員同士の情報交換を密に行い、児童生徒の実態把握に努める。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 生徒のささいな変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。（学年部会、生徒指導部会、職員会議の有効活用）
- ② 定期的にいじめに関するアンケートを実施するとともに、個別懇談、あゆみ（生活ノート）の活用等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を**学校全体**で整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 周囲の目を気にして教師に直接相談をもちかけられない生徒や保護者、また、いじめを発見した第三者からの通報のために「いじめ実態把握専用メール」が利用できることを周知し、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 学校に直接相談できない生徒や保護者のために、学校以外の相談窓口（「こども相談課」等）があることを周知し、関係機関との連携を図る。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的な対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた生徒又は保護者への支援
いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、安全に学校生活を送るための対応を行い、単に謝罪をもって安易に解消とみなさない。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、いじめの再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等**関係機関**との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせ、「仲裁者」「相談者」が現れるような雰囲気をつくる。
- ⑦ ネット上へのいじめの対応
教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込みなどについては、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除をする措置をとる。
- ⑧ 警察と連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめを重大事態であると判断した場合、上記の①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気がしましょう。 ○子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○わが子が「いじめる側」にも「いじめられる側」にもならないよう、しっかりと話し合いましょう。 ○携帯電話やインターネットの利用については、家庭内でしっかりと話し、ルールを決めましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけていただきたい。 ○いじめ行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡していただきたい。 ○子どもたちは「地域の宝」です。地域の子どものために安らぎの場になるようにいただきたい。